

○ 農村地域防災減災事業実施要領（平成25年2月26日付け24農振第2118号農林水産省農村振興局長通知）新旧対照表（案）

（下線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>第1 (略)</p> <p>第2 定義</p> <p>1 本事業において、「中山間地域」とは、次に掲げる地域に該当する市町村又は次に掲げる地域を含む市町村をいう。</p> <p>ア 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項（同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第3条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第41条第1項若しくは第2項（同条第3項の規定により準用する場合を含む。）、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村（同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村（同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。）</p> <p>イ～オ (略)</p> <p>カ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）<u>第2条第4項</u>の規定に基づき<u>公示された</u>特定農山村地域</p> <p>キ・ク (略)</p> <p>2 本事業において、「災害防除対策推進地域等」とは、以下のいずれかの要件を満たす地域をいう。</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>カ 豪雪地帯対策特別措置法第2条に基づき指定された地域</p> <p>キ・ク (略)</p>	<p>第1 (略)</p> <p>第2 定義</p> <p>1 本事業において、「中山間地域」とは、次に掲げる地域に該当する市町村又は次に掲げる地域を含む市町村をいう。</p> <p>ア 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項（同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第3条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第41条第1項若しくは第2項（同条第3項の規定により準用する場合を含む。）、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村（同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村（同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。）<u>以下単に「過疎地域」という。</u></p> <p>イ～オ (略)</p> <p>カ 特定農山村地域における農林業の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）<u>第2条第1項</u>の規定に基づき<u>指定された</u>特定農山村地域</p> <p>キ・ク (略)</p> <p>2 本事業において、「災害防除対策推進地域等」とは、以下のいずれかの要件を満たす地域をいう。</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>カ 豪雪地帯対策特別措置法<u>（昭和37年法律第73号）</u>第2条に基づき指定された地域</p> <p>キ・ク (略)</p>

改正後	現行
<p>ケ その他上記地域の指定要件と同等の地域であって、<u>農林水産省</u>農村振興局長 <u>(以下「農村振興局長」という。)</u>が必要と認める地域</p> <p>3 (略)</p> <p>第3 事業内容等</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 土地改良法第87条の4等に基づく事業 土地改良法 <u>(昭和24年法律第195号)</u> 第87条の4及び第96条の2（第96条の4において準用する第87条の4第1項、第2項及び第4項に関するものに限る。）に基づき実施する事業は、2に掲げる事業のうち地震又は豪雨に対する安全性の向上を図るために必要な農業用排水施設の新設、廃止又は改修を内容とするものとする。</p> <p>第4～第11 (略)</p> <p>第12 固定価格買取制度との調整</p> <p>1 本事業により小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設を設置し、都道府県、市町村、土地改良区及び土地改良事業団体連合会が<u>再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法</u>（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度により売電を行う場合には、発電開始後、「農業農村整備事業等により整備された小水力等発電施設整備に関する補助事業等と固定価格買取制度との調整について」（平成26年4月1日付け25農振第2313号農林水産省農村振興局長通知）に定めるところにより、売電収入の一部を国に納付することとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第13 その他</p> <p>1～9 (略)</p> <p><u>10 本事業による盛土・切土等の施工（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第2号から第4号までに規定される「宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積に関する工事」をいう。）に当たっては、土地改良事業計画設計基準等に基づき、安全性の観点から適切に設計・施工を行わなければならない。</u> <u>この場合において、土地改良事業計画設計基準等に基づき施工を行うことができ</u></p>	<p>ケ その他上記地域の指定要件と同等の地域であって、農村振興局長が必要と認める地域</p> <p>3 (略)</p> <p>第3 事業内容等</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 土地改良法第87条の4等に基づく事業 土地改良法第87条の4及び第96条の2（第96条の4において準用する第87条の4第1項、第2項及び第4項に関するものに限る。）に基づき実施する事業は、2に掲げる事業のうち地震又は豪雨に対する安全性の向上を図るために必要な農業用排水施設の新設、廃止又は改修を内容とするものとする。</p> <p>第4～第11 (略)</p> <p>第12 固定価格買取制度との調整</p> <p>1 本事業により小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設を設置し、都道府県、市町村、土地改良区及び土地改良事業団体連合会が<u>電気事業者による再生エネルギー電気の調達に関する特別措置法</u>（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度により売電を行う場合には、発電開始後、「農業農村整備事業等により整備された小水力等発電施設整備に関する補助事業等と固定価格買取制度との調整について」（平成26年4月1日付け25農振第2313号農林水産省農村振興局長通知）に定めるところにより、売電収入の一部を国に納付することとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第13 その他</p> <p>1～9 (略)</p> <p>(新設)</p>

改正後	現行
<u>ないとき、又は埋立によるため池の廃止を行うときは、宅地造成及び特定盛土等規制法の手続に従うものとする。</u>	

附 則

この通知は、令和5年5月26日から施行する。

改正後	現行
<p>(要領別表1) (略)</p> <p>別記様式第1号(第7関係)～別記様式第8-2号(第10関係) (略)</p> <p>要領別紙1～要領別紙3-2 (略)</p> <p>要領別紙4(用排水施設等整備事業に係る運用)</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 実施要件 用排水施設等整備事業における要件は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>1 大規模事業 (1)～(4) (略) (5)第2の3の事業(3の(3)及び(4)を除く。)にあつては、以下のとおりとする。 ア 都道府県が行うもの (ア) (略) (イ)総事業費がおおむね8,000万円以上(中山間地域において行うもの又は<u>要領別紙3の第2の1</u>と併せ行うものにあつては、3,000万円以上)のもの イ (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第5・第6 (略)</p> <p>要領別紙4-2～要領別紙8 (略)</p> <p>要領別紙9(水質保全対策事業に係る運用)</p> <p>第1～第8 (略)</p>	<p>(要領別表1) (略)</p> <p>別記様式第1号(第7関係)～別記様式第8-2号(第10関係) (略)</p> <p>要領別紙1～要領別紙3-2 (略)</p> <p>要領別紙4(用排水施設等整備事業に係る運用)</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 実施要件 用排水施設等整備事業における要件は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>1 大規模事業 (1)～(4) (略) (5)第2の3の事業(3の(3)及び(4)を除く。)にあつては、以下のとおりとする。 ア 都道府県が行うもの (ア) (略) (イ)総事業費がおおむね8,000万円以上(中山間地域において行うもの又は<u>要領別紙3の第2の第3</u>と併せ行うものにあつては、3,000万円以上)のもの イ (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第5・第6 (略)</p> <p>要領別紙4-2～要領別紙8 (略)</p> <p>要領別紙9(水質保全対策事業に係る運用)</p> <p>第1～第8 (略)</p>

別表1 (略)

別表2

ア 農業用水に関する水質の基準値及び測定法

項目	基準値	測定法
水素イオン濃度 (pH)	6.0以下又は7.5以上	<u>日本産業規格</u> K0102 (以下「規格」という) 12・1に掲げる方法
(略)	(略)	(略)

イ (略)

要領別紙10～要領別紙15 (略)

要領別紙16 (農業水利施設危機管理対策事業に係る運用)

第1～第3 (略)

第4 実施要件

第2の1の事業にあつては、都道府県知事等が要領別紙16別記様式第1号の農業水利施設の安全対策実施方針に定めた対策であること。

第2の2の事業にあつては、都道府県知事等が要領別紙16別記様式第1号の農業水利施設の安全対策実施方針に定めた施設であり、かつ要領別紙16参考様式第1号「農業水利施設安全対策推進計画」に位置付けられた施設であること。また、1地区当たりの事業費の合計が200万円以上となること。

第5 事業の実施

第2の1の事業の実施に当たっては、別記様式第1号、第3号及び要領別紙16別記様式第1号を提出するものとする。

第2の2の事業の実施に当たっては、別記様式第1号又は第2号、第3号及び要領別紙16別記様式第1号及び要領別紙16参考様式第1号を提出するものとする。

要領別紙17 (防災重点農業用ため池緊急整備事業に係る運用)

別表1 (略)

別表2

ア 農業用水に関する水質の基準値及び測定法

項目	基準値	測定法
水素イオン濃度 (pH)	6.0以下又は7.5以上	<u>日本工業規格</u> K0102 (以下「規格」という) 12・1に掲げる方法
(略)	(略)	(略)

イ (略)

要領別紙10～要領別紙15 (略)

要領別紙16 (農業水利施設危機管理対策事業に係る運用)

第1～第3 (略)

第4 実施要件

第2の1の事業にあつては、都道府県知事等が別紙16別記様式第1号の農業水利施設の安全対策実施方針に定めた対策であること。

第2の2の事業にあつては、都道府県知事等が別紙16別記様式第1号の農業水利施設の安全対策実施方針に定めた施設であり、かつ別紙16参考様式第1号の「農業水利施設安全対策推進計画」に位置付けられた施設であること。また、1地区当たりの事業費の合計が200万円以上となること。

第5 事業の実施

第2の1の事業の実施に当たっては、別記様式第1号、第3号及び別紙16別記様式第1号を提出するものとする。

第2の2の事業の実施に当たっては、別記様式第1号又は第2号、第3号及び別紙16別記様式第1号及び別紙16参考様式第1号を提出するものとする。

要領別紙17 (防災重点農業用ため池緊急整備事業に係る運用)

第1 (略)

第2 事業内容

要領別紙17及び17-2において扱うため池は、防災重点農業用ため池を対象とする。

1～6 (略)

第3 (略)

第4 実施要件

1～5 (略)

6 第2の3(8)の事業にあつては、都道府県知事等が要領別紙16別記様式第1号の農業水利施設の安全対策実施方針に定めた対策であること。

7 第2の6の事業にあつては、都道府県知事等が要領別紙16別記様式第1号の農業水利施設の安全対策実施方針に定めた施設であり、かつ要領別紙16参考様式第1号の「農業水利施設安全対策推進計画」に位置付けられた施設であること。また、1地区当たりの事業費の合計が200万円以上となること。

第5 事業の実施

1～7 (略)

8 第2の3(8)の事業の実施に当たっては、別記様式第1号、第3号及び要領別紙16別記様式第1号を提出するものとする。

9 第2の6の事業の実施に当たっては、別記様式第1号又は第2号、第3号及び要領別紙16別記様式第1号及び要領別紙16参考様式第1号を提出するものとする。

要領別紙17-2～要領別紙19 (略)

要領別紙1別記様式第1号(第2関係)～要領別紙14別記様式第2号(第6関係) (略)

要領別紙16別記様式第1号

番 号
年 月 日

(都道府県知事経由)
地方農政局長 殿

第1 (略)

第2 事業内容

別紙17及び17-2において扱うため池は、防災重点農業用ため池を対象とする。

1～6 (略)

第3 (略)

第4 実施要件

1～5 (略)

6 第2の3(8)の事業にあつては、都道府県知事等が別紙16別記様式第2号の農業水利施設の安全対策実施方針に定めた対策であること。

7 第2の6の事業にあつては、都道府県知事等が別紙16別記様式第2号の農業水利施設の安全対策実施方針に定めた施設であり、かつ別紙16参考様式第1号の「農業水利施設安全対策推進計画」に位置付けられた施設であること。また、1地区当たりの事業費の合計が200万円以上となること。

第5 事業の実施

1～7 (略)

8 第2の3(8)の事業の実施に当たっては、別記様式第1号、第3号及び別紙16別記様式第2号を提出するものとする。

9 第2の6の事業の実施に当たっては、別記様式第1号又は第2号、第3号及び別紙16別記様式第2号及び別紙16参考様式第1号を提出するものとする。

要領別紙17-2～要領別紙19 (略)

要領別紙1別記様式第1号(第2関係)～要領別紙14別記様式第2号(第6関係) (略)

要領別紙16別記様式第1号

番 号
年 月 日

(都道府県知事経由)
地方農政局長 殿

北海道にあつては農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事
市町村長
土地改良区理事長

農業水利施設の安全対策実施方針 (変更)

農村地域防災減災事業実施要領（平成25年2月26日付24農振第2118号農林水産省農村振興局長通知）別紙16の第5（別紙17の第5）に基づき、農業水利施設の安全対策実施方針を策定 (変更) したので提出します。

対象施設及び対策内容

<u>施設名</u>	対策内容

注1 (略)

注2 要領別紙17の第5に基づき、安全対策実施方針を提出する場合は、文中の別紙16の第5を別紙17の第5とすること。

注3 農業水利施設安全対策推進計画の策定の場合は、上記表中の施設名の記載は不要。

要領別紙16参考様式第1号・要領別紙19別記様式第1号 (略)

北海道にあつては農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事
市町村長
土地改良区理事長

農業水利施設の安全対策実施方針 (変更注1)

農村地域防災減災事業実施要領（平成25年2月26日付24農振第2118号農林水産省農村振興局長通知）別紙16の第5に基づき、農業水利施設の安全対策実施方針を策定 (変更注1) したので提出します。

対象施設及び対策内容

<u>施設名注2</u>	対策内容

注1 (略)

(新設)

注2 農業水利施設安全対策推進計画の策定の場合は記載不要。

要領別紙16参考様式第1号・要領別紙19別記様式第1号 (略)